

令和元年度【後期】養育里親・養子縁組里親研修 受講者募集要項

- ◆「養育里親」及び「養子縁組里親」（以下「里親」という。）になることを希望する方を対象とした養育里親・養子縁組里親研修（以下「里親研修」という。）の受講者を募集します。
- ◆里親研修の内容は、次のとおりです。
基礎研修：基礎的研修。講義・演習1回と実習1回。
登録前研修：基礎研修を修了した方を対象とした研修。講義・演習2回と実習2回。

里親の認定登録の申請には、この研修の研修科目をすべて修了していること(または修了見込みであること)が必要です。

※里親の募集については、3ページをご覧ください。

●令和元年度【後期】里親研修の日程等

※カリキュラムの日程は、一部変更になる場合があります。

(1)基礎研修

	日 時	場 所	内 容
① 講義・演習	10月5日(土) 10:00~14:50	宮城野区中央市民センター 2階第1会議室 (宮城野区五輪2丁目12番70号)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の基礎Ⅰ ・保護を要する子どもの理解について ・地域における子育て支援サービス ・先輩里親の体験談・意見交換
② 実習	10月9日(水) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・丘の家子どもホーム ・丘の家乳幼児ホーム (青葉区小松島新堤7-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設と乳児院の見学

(2)登録前研修

	日 時	場 所	内 容
① 講義・演習	第1回目 10月19日(土) 10:00~14:50	宮城野区中央市民センター 2階第1会議室 (宮城野区五輪2丁目12番70号)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の基礎Ⅱ ・里親養育の基本 ・子どもの心 ・子どもの身体 ・関係機関との連携
	第2回目 10月26日(土) 10:00~15:10	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護と虐待防止 ・里親養育上の様々な課題 ・里親会活動 ・先輩里親の体験談・意見交換
② 実習	11月~12月下旬の休日(実習先の施設の都合によっては平日を含む場合もあります。)に、市内の児童養護施設等において2日間実習を行います。 (※少人数ずつの実施となりますので、施設と調整のうえ各受講者に連絡します。)		

●その他

- 基礎研修の一部又は全部を受講されなかった場合、登録前研修は受講できません。なお、未受講のコマがあった場合、次回以降の研修でそのコマをご受講いただくこととなります。
- 一定の資格を有して3年以上児童福祉事業に従事した方は、基礎研修全部と登録前研修のうち実習を免除できますので、申込書の所定欄にその旨ご記入ください。
- この研修は、年2回（5～6月、10～11月）開講する予定です。

●申し込み方法等

- 定員 30人（養育里親15名、養子縁組里親15名）（里親種別ごと先着順）
※定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。
- 申し込み方法 別紙受講申込書に必要事項を記入の上、9月9日（月）～9月20日（金）までにお住まいの区の区役所家庭健康課又は宮城総合支所保健福祉課に直接ご持参ください。
- 申込書に記入いただいた個人情報は、里親研修の実施及び里親の認定登録以外の目的には使用しません。受講が決まった方には、9月下旬に受講決定通知をお送りいたします。

●お申し込み先

青葉区役所家庭健康課	(代)225-7211	青葉区上杉 1-5-1
宮城総合支所保健福祉課	(代)392-2111	青葉区下愛子字観音堂 5
宮城野区役所家庭健康課	(代)291-2111	宮城野区五輪 2-12-35
若林区役所家庭健康課	(代)282-1111	若林区保春院前丁 3-1
太白区役所家庭健康課	(代)247-1111	太白区長町南 3-1-15
泉区役所家庭健康課	(代)372-3111	泉区泉中央 2-1-1

◎研修会場（宮城野区中央市民センター）のご案内



★民間の駐車場もしくは公共交通機関をお使いください。

★交通機関

JR : 仙石線陸前原ノ町駅下車すぐ

市営バス・宮城交通 : 宮城野区役所前バス停下車すぐ

●研修日程・内容・手続きに関する問合せ先

子供未来局子供家庭支援課 (直) 022-214-8180 青葉区上杉 1-5-12

里親の募集について

仙台市では、里親になって子どもを育ててくださる方を募集しています。
里子になるのは、主に児童福祉施設に預けられている18歳までの子どもです。

■里親の種類

里親には、養子縁組により養親になることを希望する里親（「養子縁組里親」）と、養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養育を担っていただく「養育里親」があります。

■里親の要件

- 経済的に困窮していないこと。
- 里親研修を修了していること。
- 里親を希望する方とその同居人が、次の欠格事由のいずれにも該当していないこと。

【里親およびその同居人の欠格事由】

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行なった者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

■養育の費用

子どもの養育をお願いしている間は、国の基準に基づき子どもの生活費や学費等が毎月支給され、医療費も全額公費で賄われます。また、養育里親には里親手当が支払われます。

■認定登録申請

里親研修修了後、お住まいの区の家庭健康課又は宮城総合支所保健福祉課に申請します。

申請後、家庭調査と審査会を経て、認定されると里親として登録されます。（裏面の図「里親認定登録の流れ」をご参照ください。）

■登録についてのお問い合わせ・申請の窓口

お住まいの区の区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課

青葉区役所家庭健康課	(代)225-7211
宮城総合支所保健福祉課	(代)392-2111
宮城野区役所家庭健康課	(代)291-2111
若林区役所家庭健康課	(代)282-1111
太白区役所家庭健康課	(代)247-1111
泉区役所家庭健康課	(代)372-3111

<里親認定登録の流れ>

